

令和6年6月21日  
和歌山県

## 災害時における死者の氏名等の公表指針

### 1 公表の目的

氏名等の公表により、災害の事実を明確化するとともに、災害の教訓を後世に継承させ、もって公共の福祉に資することを目的とする。

### 2 公表の対象とする災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、県が災害対策本部を設置したものとする。

### 3 公表の主体

和歌山県（災害対策本部）

ただし、市町村が独自に公表することを妨げるものではないが、その場合においては、県及び当該市町村が事前に調整を行うものとする。

### 4 用語の定義

公表

県ホームページへの掲載や記者クラブへの資料提供等によって行うものをいう。

死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。

閲覧等制限措置

住民基本台帳事務におけるDV等支援措置に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限、住民票（除票を含む）の写し等の交付制限及び戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付制限をいう。

親族（遺族）

配偶者、二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族とする。

親族（遺族）等の同意

同意は親族（遺族）から取得するものとするが、親族（遺族）以外に意向確認すべき親族（遺族）等（婚姻関係にない同居人等を含む）がいる場合は、必要に応じて意向確認（同意取得）を行う。

### 5 公表の要件

公表の要件については、次のとおりとする。

市町村において、閲覧等制限が措置されていないこと。

親族（遺族）等の同意があること。

### 6 公表の範囲

住所（市町村まで）、氏名、年齢、性別

ただし、被害の状況等についても可能な範囲で公表する。